

第 6 0 号議案

東京都台東区松が谷福社会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）の改正に伴い、引用条文の整理を行うため提出します。

東京都台東区松が谷福祉会館条例の一部を改正する条例

東京都台東区松が谷福祉会館条例（昭和50年7月台東区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「第6条の2第2項、第4項及び第5項」を「第6条の2の2第2項、第4項及び第5項」に改め、同条第5号中「第6条の2第6項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

付 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。